

Kudo Project “Swing-by” Seminar

工藤寿年講師監修「テキスト・問題集」はKudo Project “Swing-by” Seminar生限定の教材です!

新・公的年金法テキスト “CONTRAST”

コントラスト

年金 CONTRAST Basis (ペイシス)・Mainframe (メインフレーム) 使用教材

カラーテキストは、年金 CONTRAST Basis (ペイシス)・Mainframe (メインフレーム) のみとなります。

カラーで!
テキスト

国民年金法・厚生年金保険法

左右対称で

「対比」しながら学習

新・公的年金法テキスト“CONTRAST”で
学習すると混乱しがちな支給要件も

- ✓ 知識を整理をしながら理解ができる!
- ✓ 同じと違うが一目瞭然!
- ✓ 年金2法を得点源に!

2026年 社会保険労務士 新・公的年金法

CONTRAST-2

国民年金法

国年一-057 3 子の加算額 (国年法 33条の2)

重要度 AA 沢一 / / / / / / /

【要点整理】

(1)子の加算額の要件 (国年法 33条の2第1項)

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持しているその者の子であって、次の(a)又は(b)に該当する者はあれば、障害基礎年金の額にその子の数に応じた額を加算した額の障害基礎年金が支給される。

(a) 18歳に達する日以後の最初の3月31までの間にある子

(b) 20歳未満であつて障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある子

(2)子の加算額 (国年法 33条の2第1項) (44P)(52P)

子の加算額は、加算の要件に該当する子1人につきそれぞれ 74,900円に改定率を乗じて得た額とされているが、そのうち2人までについては、それぞれ 224,700円に改定率を乗じて得た額とされている。

④ 4人以上に亘る場合 (改定率×2人+74,900円×2= (加算額) 599,200円)

Point! 障害基礎年金の加算額 (国年法 50条の2第1項)

・障害基礎年金の受給権者によって生計を維持しているその者の子は、当該扶助基礎年金の受給権者と生計を同じくする者であつて厚生労働大臣の定める金額(年額850万円)以上の収入を有する認められる者以外のもの。その他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者である。

なお、次の(a)～(d)のいずれかに該当する者は、これに該当するものとされる。

(a) 前年の収入(前年の収入が確定しない場合は、前々年の収入)が年額850万円未満であること

(b) 前年の所得(前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得)が年額655.5万円未満であること

(c) 一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記(a)又は(b)に該当すること

(d) 前記の(a)、(b)又は(c)に該当しないが、定年退職等の事情により現に収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となると認められること

LEC 東京リーガルマインド

無断複製・頒布を禁じます

厚生年金保険法

厚年一-088 3 配偶者加給年金額 (厚年法 50条の2)

重要度 A 沢一 / / / / / / /

【要点整理】

(1)配偶者加給年金額の算定の要件 (厚年法 50条の2第1項)

障害の程度が障害等級1級又は2級に該当する者に支給される障害厚生年金の額は、受給権者によって生計を維持しているその者の 65歳未満の配偶者があるときは、障害厚生年金の額に加給年金額を加算した額とされる。(42P)(54P)

Point!

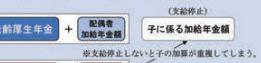
・配偶者加給年金額 (厚年法 50条の2第2項)

配偶者加給年金額は、224,700円に改定率を乗じて得た額 (その額に 50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする) とされている。

Point!

・障害基礎年金についての加算の要件となっている子がある場合には、原則としてその間、当該子について加算する額に相当する部分の支給が停止される。(54P)

(障害基礎年金と老齢厚生年金を併給する場合)



第1節 障害基礎年金、障害厚生年金及び障害手当金／447

446 / 第2編 保険給付各論 第5章 障害手当

Maintext Authentic

メインテキスト

オーセンティック

Tool box編・Swing-by編 使用教材

01「タブ」で見やすいレイアウト	
趣旨	→ 条文の趣旨
条文	→ 条文
要点整理	→ 各条文の重要な事項を項目ごとに要約
解説	→ 条文もしくは要点整理にマークを挿入詳説的な解説文で理解を深める
特記事項	→ 条文の論点をピックアップ
Archive	→ 精選問題集 Archive でアウトプット
02「重要キーワード」が見える化	
各条文の重要なキーワードは、太字で表示	
既式もらうん選択式対策として論点をしっかり押さえられる。	
03最新の改正法に対応	
工藤講師監修テキストならではの特長として最新の改正に対応。最新情報を講義!	
また、2022年4月から採用している過去の改正法もアイコンで表示。本試験に未出題の改正法も一目でわかる。	
04「豊富な図」で条文を視覚から理解	
条文を分かりやすく分解、工藤講師オリジナルの「図」によりイメージで捉えさせ、理解・定着に繋げる。	

精選問題集 Archive

アーカイブ

自宅学習用(復習)教材 過去10年分+未来問

01 過去10年分+未来問で 処理能力UPの「発展問題」	
過去問ばかりに傾倒しがちな受験生に前を向いてもらう意味を込め、過去問を踏まえた未来問で問題提起!	
今後の本試験における出題可能性、出題された場合の出題パターンを事前に予測した予想問題集。	
02 Maintext Authentic(テキスト)とリンク	
Maintext Authentic(テキスト)と項目番号がリンクし、「問題」と「解答・解説」が見開き表示で繰り返し復習する問題集だからこそ、使いやすさにこだわった。	
03 記述式で解答力UP	
既式もらうんのことで、選択式対策として、重要キーワードを記述式で出題。	
工藤講師の受験生時代「合格への努力の証」	
スイングバイの如く、繰り返しの演習が重要です。精選問題集「Archive」を繰り返すことにより「本当の社会保険労務士試験の勉強」を実感されるでしょう。しかししながら、この辛苦を見事乗り越え! 本当の社会保険労務士試験の勉強楽しさを感じられた方は、社会保険労務士試験合格へ歩き踏み出せることでしょう!	喜びは「Swing & Go!!」